

## 都市計画(案)に対する意見書の提出状況、要旨及び石井町の見解

都市計画(案)「徳島東部都市計画火葬場の変更(石井町決定)」について、令和6年4月2日から令和6年4月15日まで公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定に基づく意見書の提出がありました。この意見書の要旨及びこれに対する石井町の見解は次のとおりです。

### 1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和6年4月2日～令和6年4月15日
意見書提出数	1通

### 2 都市計画(案)に係る意見の要旨及び石井町の見解

意見の要旨	石井町の見解
<p>○火葬場建設に係る都市計画には賛同するが、事業の着手前に次の事項について地元住民等と十分に協議することを意見する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・先例(し尿処理場、ごみ焼却場)に則った地域振興策</li><li>・周辺地域も含めた道路等の整備</li><li>・建設に伴う周辺への環境対策及び景観配慮</li><li>・今後における周辺地権者等の関係者との協力関係の構築及び協議を行うこと</li></ul>	<p>○火葬場建設につきましては、地元、地域及び関係者の方々のご意見等を伺うことが最も重要なことであり、また、皆さまのご負担をできる限り取り除くことが大事なことでありと考えております。</p> <p>このことから、このようにすればもっと良くなるのではないかと、こういうことを心配に思っているなど皆さまからのお声につきましては、誠意を持ってしっかりと聞かせていただきます。</p> <p>今までにお聞きしたご意見やご要望については全て書きとどめております。また、今後におきましても、ご意見をいただく機会を設ける予定であり、これから先に火葬場施設及び周辺整備に係る設計事業者を決定することとなりますので、その際には、今後の計画や設計にご意見等を反映させることといたします。</p> <p>三町共同、そして地元住民の皆さま及び関係者の皆さまと一緒に、より良い施設を作り上げてまいりたいと考えておりますので、今後とも忌憚ないご意見やご要望をいただきたいと存じます。</p>